

【旧】

公益財団法人神戸市スポーツ協会 スポーツ競技等普及啓発活動支援
要綱

(公財) 神戸市スポーツ協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人神戸市スポーツ協会（以下「協会」という。）が、競技団体等がスポーツ競技等の普及啓発のために実施する事業を通じて神戸市におけるスポーツ実施の促進を図ることを目的に、当該事業への支援に関して必要な事項を定める。

(支援対象者)

第2条 この要綱に基づき、支援の対象となる競技団体等は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 協会定款第36条第1号、第2号及び第4号に定める団体
- (2) スポーツ活動を行う民間団体のうち営利を目的としない団体

2 この要綱に基づいて支援を受けようとする競技団体等は、スポーツ庁が求めるガバナンスコードの遵守状況に関する自己説明及び公表を、当該団体のホームページ又は独立行政法人日本スポーツ振興センターが設置する、スポーツガバナンスウェブサイト等で行うなど適切な組織運営がされているものとする。

【新】

公益財団法人神戸市スポーツ協会 スポーツ競技等普及啓発活動支援
要綱

(公財) 神戸市スポーツ協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人神戸市スポーツ協会（以下「協会」という。）が、競技団体等がスポーツ競技等の普及啓発のために実施する事業を通じて神戸市におけるスポーツ実施の促進を図ることを目的に、当該事業への支援に関して必要な事項を定める。

(支援対象者)

第2条 この要綱に基づき、支援の対象となる競技団体等は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 協会定款第36条第1号、第2号及び第4号に定める団体
- (2) スポーツ活動を行う民間団体のうち営利を目的としない団体

2 この要綱に基づいて支援を受けようとする競技団体等は、スポーツ庁が求めるガバナンスコードの遵守状況に関する自己説明及び公表を、当該団体のホームページ又は独立行政法人日本スポーツ振興センターが設置する、スポーツガバナンスウェブサイト等で行うなど適切な組織運営がされているものとする。

(補助対象事業及び対象経費)

第3条 支援の対象となる事業は、神戸市内で実施される競技等の普及啓発を主たる目的とする非営利事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業（以下、「支援対象事業」という。）とし、補助の対象経費は、各号の事業の実施にあたり直接必要となる別表1記載の経費とする。ただし、各号に記載の金額を上限とする。

- (1) 競技等の体験会のうち営利を目的としないもの 60,000 円
- (2) 神戸市内で行われるスポーツイベントのうち、不特定多数の市民が無償で参加・観戦することができるもの 50,000 円
- (3) 競技者等を対象に行う講習会・セミナー 40,000 円

2 前項第1号に該当する事業は、次の要件を満たす必要があるものとする。

- (1) 参加者に対して競技等の魅力を発信することができること
- (2) 参加者が希望する場合に、継続して競技等の指導を行うことができる団体等を紹介することができること
- (3) 広く神戸市民を対象として募集を行うこと
- (4) 参加者に対してスポーツ保険等必要な付保を行うこと

3 第1項第2号に該当する事業は、次の要件を満たす必要があるものとする。

- (1) 参加者に対して競技等の魅力を発信することができること
- (2) 広く神戸市民を対象として募集を行う、または事前申込不要であること
- (3) 市民が安全に参加することができる措置を講じていること
- (4) 可能な限り観戦した市民が無償で参加または競技等の体験を行

(補助対象事業及び対象経費)

第3条 支援の対象となる事業は、神戸市内で実施される競技等の普及啓発を主たる目的とする非営利事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業（以下、「支援対象事業」という。）とし、補助の対象経費は、各号の事業の実施にあたり直接必要となる別表1記載の経費とする。ただし、各号に記載の金額を上限とする。

- (1) 競技等の体験会のうち営利を目的としないもの 60,000 円
- (2) 神戸市内で行われるスポーツイベントのうち、不特定多数の市民が無償で参加・観戦することができるもの 50,000 円
- (3) 競技者等を対象に行う講習会・セミナー 40,000 円

2 前項第1号に該当する事業は、次の要件を満たす必要があるものとする。

- (1) 参加者に対して競技等の魅力を発信することができること
- (2) 参加者が希望する場合に、継続して競技等の指導を行うことができる団体等を紹介することができること
- (3) 広く神戸市民を対象として募集を行うこと
- (4) 参加者に対してスポーツ保険等必要な付保を行うこと

3 第1項第2号に該当する事業は、次の要件を満たす必要があるものとする。

- (1) 参加者に対して競技等の魅力を発信することができること
- (2) 広く神戸市民を対象として募集を行う、または事前申込不要であること
- (3) 市民が安全に参加することができる措置を講じていること
- (4) 可能な限り観戦した市民が無償で参加または競技等の体験を行

うことができること

4 第1項第3号に該当する事業は、次の要件を満たす必要があるものとする。

- (1) 競技者等を対象に実施する事業であること
- (2) 種目を問わず広く競技者等を対象として募集を行うこと
(補助金の額)

第4条 補助の額は、第3条第1項各号の金額を上限とし、予算の範囲内で協会が審査のうえ決定するものとする。

(支援の申請)

第5条 支援を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、協会が毎年度指定する日までに次の書類を協会あてに提出するものとする。

- (1) 競技等普及啓発活動支援申請書（様式1）
- (2) ガバナンスコード自己説明・公表確認書または、セルフチェックシート（様式2）
- (3) 実施する支援対象事業の具体的な内容がわかる資料

2 第2条第2号の団体においては、前項号の書類に加えて次の書類を協会宛てに提出するものとする。

- (1) 申請者の団体規約
 - (2) 申請者の組織体制のわかる資料
 - (3) 申請者の活動内容がわかる資料
-
-
-

うことができること

4 第1項第3号に該当する事業は、次の要件を満たす必要があるものとする。

- (1) 競技者等を対象に実施する事業であること
- (2) 種目を問わず広く競技者等を対象として募集を行うこと
(補助金の額)

第4条 補助の額は、第3条第1項各号の金額を上限とし、予算の範囲内で協会が審査のうえ決定するものとする。

(支援の申請)

第5条 支援を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、協会が毎年度指定する日までに次の書類を協会あてに提出するものとする。

- (1) 競技等普及啓発活動支援申請書（様式1）
- (2) ガバナンスコード自己説明・公表確認書または、セルフチェックシート（様式2）
- (3) 実施する支援対象事業の具体的な内容がわかる資料

2 第2条第2号の団体においては、前項号の書類に加えて次の書類を協会宛てに提出するものとする。

- (1) 申請者の団体規約
- (2) 申請者の組織体制のわかる資料
- (3) 申請者の活動内容がわかる資料

(複合イベントにおける特例)

第5条の2 一つの事業の中で第2条第1項各号に規定する複数の競技団体等が支援対象事業を実施する形態（以下、「複合イベン

(交付の決定)

第6条 協会は、前条の規定による書類が提出されたときは、書類審査等の必要な審査を行い、第4条規定の範囲内で補助金の交付決定（広報支援を含む）を行う。

2 協会は、審査の結果を様式3「競技等普及啓発活動支援決定通知書」により申請者に対し通知するものとする。

3 協会は、前項の通知により交付決定をする場合において、条件を附することができるものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 第6条第2項により支援の決定を受けた者（以下、「採択事業者」という。）は、支援対象事業の完了後速やかに様式4「競技等普及啓発活動実施報告書」及び様式5「競技等普及啓発活動補助金請求書」を作成し、支援対象事業の実施内容が分かる資料、支出の根拠となる領収書等（原本又は写し）、記録写真その他協会が必要と認める資料を添付のうえ、協会に提出しなければならない。

2 協会は、前項の資料の提出をうけたときは、審査のうえ補助金の交付額を確定し、補助金を採択事業者に支払うものとする。

(補助内容の調査)

第8条 協会は、必要に応じて採択事業者に対し、その事業内容について報告させ、又は協会職員にその事務所等に立ち入り、帳簿

ト」という。）においては、支給上限を 120,000 円までとし、第3条第1項で示す上限の中で、協会が審査の上、各事業に対する補助金額の配分を決定するものとする。

(交付の決定)

第6条 協会は、前条の規定による書類が提出されたときは、書類審査等の必要な審査を行い、第4条規定の範囲内で補助金の交付決定（広報支援を含む）を行う。

2 協会は、審査の結果を様式3「競技等普及啓発活動支援決定通知書」により申請者に対し通知するものとする。

3 協会は、前項の通知により交付決定をする場合において、条件を附することができるものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 第6条第2項により支援の決定を受けた者（以下、「採択事業者」という。）は、支援対象事業の完了後速やかに様式4「競技等普及啓発活動実施報告書」及び様式5「競技等普及啓発活動補助金請求書」を作成し、支援対象事業の実施内容が分かる資料、支出の根拠となる領収書等（原本又は写し）、記録写真その他協会が必要と認める資料を添付のうえ、協会に提出しなければならない。

2 協会は、前項の資料の提出をうけたときは、審査のうえ補助金の交付額を確定し、補助金を採択事業者に支払うものとする。

(補助内容の調査)

第8条 協会は、必要に応じて採択事業者に対し、その事業内容について報告させ、又は協会職員にその事務所等に立ち入り、帳簿

書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができるものとする。

2 協会は、前項の規定による調査等により、この要綱に適合していないと認めるときは、採択事業者に対し、適合するための措置をとることを指示することができるものとする。

3 採択事業者は、前項の規定により指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第9条 協会は、採択事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき

(2) 補助金を申請書記載の事業以外の用途に使用したとき

(3) 支援対象事業の実施にあたって、不正な行為があると認められたとき

(4) 第6条に基づく交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき

(5) 前条に規定する調査等を正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避し、若しくは協会の指示に従わないとき

(6) その他この要綱に定めるところに違反したと認められるとき

2 協会は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付している場合は、速やかにその旨を採択事業者へ通知するものとし、既に交付した助成金の全部もしくは一

書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができるものとする。

2 協会は、前項の規定による調査等により、この要綱に適合していないと認めるときは、採択事業者に対し、適合するための措置をとることを指示することができるものとする。

3 採択事業者は、前項の規定により指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第9条 協会は、採択事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき

(2) 補助金を申請書記載の事業以外の用途に使用したとき

(3) 支援対象事業の実施にあたって、不正な行為があると認められたとき

(4) 第6条に基づく交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき

(5) 前条に規定する調査等を正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避し、若しくは協会の指示に従わないとき

(6) その他この要綱に定めるところに違反したと認められるとき

2 協会は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付している場合は、速やかにその旨を採択事業者へ通知するものとし、既に交付した助成金の全部もしくは一

部の返還を命ずることができるものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めのないものについて必要な事項は、協会が別に定める。

附則

(施行日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 6 年度におけるこの要綱に定める支援の対象となる事業は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに実施する事業を対象とするものとする。

別表 1 (第 3 条関係)

助成対象経費	講師 _____ 謝金、会場使用料 (付帯設備使用料用含む)、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、競技用品購入費、消耗品購入費、 <u>その他助成対象事業を行うために直接必要な経費</u>
--------	--

部の返還を命ずることができるものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めのないものについて必要な事項は、協会が別に定める。

附則

(施行日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 6 年度におけるこの要綱に定める支援の対象となる事業は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに実施する事業を対象とするものとする。

附則

(施行日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

助成対象経費	講師・ <u>審判</u> 謝金、会場使用料 (付帯設備使用料含む)、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、競技用品購入費、消耗品購入費
--------	---

※上記、助成対象経費は当日事業実施に係る直接経費のみ対象

